

議案第 35 号

交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例及び日出町使用料条例の一部改正について

交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例及び日出町使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例及び日出町使用料条例の一部を改正する条例

(交流ひろば^ひ^か^りH i C a L i の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例（平成 27 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

(有料施設の特例)

3 交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例及び日出町使用料条例の一部を改正する条例（令和 4 年日出町条例第 号）の施行の日から規則で定める日までの間における第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「、会議室及び喫茶室」とあるのは、「及び会議室」とする。

(日出町使用料条例の一部改正)

第 2 条 日出町使用料条例（昭和 47 年日出町条例第 19 号）の一部を次のよ

うに改正する。

附則に次の1項を加える。

4 交流ひろばH i C a L i の設置及び管理に関する条例（平成27年日出町条例第3号）附則第3項に規定する期間における別表第1の規定の適用については、同表交流ひろばH i C a L i の部中

「

会議室	1時間	330円
喫茶室	6時間を超える場合	6,600円
	6時間以内の場合	3,300円

とあるのは、

」

「

会議室	1時間	330円
-----	-----	------

とする。

」

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

理 由

マイナンバーカード交付のための事務所として使用するために、期間を定めて、公の施設としての交流ひろばH i C a L i の喫茶室を廃止したいので、提出する。